

ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金

ひとり親が自立や就労を目指して、資格や技能を取得するために必要な講座を受講する場合、受講料の費用助成を行う制度です。

○対象者

松戸市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を満たす方

- ・児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にある
- ・児童扶養手当法に規定する児童を扶養している
- ・資格を取得することで就職・転職・増収が見込める
- ・過去にこの給付金を受給していない

○対象講座

雇用保険の教育訓練給付対象講座（一般教育訓練講座・専門実践教育訓練講座）など

○支給額

- ・一般教育訓練給付金講座等

支払った受講料の60%と上限額(20万円)を比べて少ないほうの額

- ・専門実践訓練給付金講座

支払った受講料の60%と上限額(40万円×修業年数)を比べて少ないほうの額

※ハローワークで教育訓練給付金の助成を受けられる方は、上記支給額からハローワーク支給額を差し引いた額を支給。

○決定までの流れ

①事前相談 → ②受講講座指定申請 → ③審査 → ④受講講座指定決定 → ⑤受講申込・開始
→ ⑥受講修了 → ⑦支給申請 → ⑧審査 → ⑨支給決定 → ⑩支給

※資格を取得したいと考えた時からご相談ください。複数回の面談が必要です。

※審査により対象とならない場合もございます。

※相談から受講講座決定までに数回の面談を要しますので、お早めに下記までお問合せください。

お問い合わせ・相談の予約

松戸市役所 子育て支援課 TEL 047-366-7347